

四万十町告示第 号

四万十町地方創生移住支援金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町地方創生移住支援金交付要綱（令和2年四万十町告示第98号）の全部を改正する。

四万十町地方創生移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、四万十町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、高知県と協働して行う高知県地方創生移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四万十町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において四万十町地方創生移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者要件）

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす者とする。

（移住支援金の額）

第3条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算して予算の範囲内において四万十町長が認める額とする。

（交付の申請）

第4条 支援対象者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、四万十町地方創生移住支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、四万十町長に申

請しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 四万十町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 高知県及び四万十町は、高知県県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、高知県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 四万十町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして高知県及び四万十町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還。次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に四万十町から転出したとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に四万十町から転出したとき。

(調査等)

第9条 四万十町長は、移住支援金の適正な執行を確保するために必要な限度において、受給者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(整備保管)

第10条 受給者は、移住支援金に係る関係書類を整備するとともに、移住支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、高知県と四万十町が協議して定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金について、第8条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和3年6月18日告示第93号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第2条第1項第2号の規定は、令和3年3月10日（就業等に関する要件のうちイ及びウの規定にあっては、令和3年4月1日）以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月21日告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示第96号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月19日告示第87号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第3条の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月19日告示第87号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第2条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日告示第 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第4条の規定は、令和7年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 高知県に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、1年以内であること。
- ③ 四万十町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 支援対象者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- ④ その他高知県又は四万十町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

四万十町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、四万十町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 次の支給対象者の要件のいずれかに該当すること

a 四万十町の移住体験ツアー助成金を活用またはツアーへの参加経験を有する者

(四万十町が実施する移住体験ツアー及びツアーのことをいう)

b お試し滞在施設を利用した者

c 過去に四万十町に居住経験のある者

(イ) すべてに該当すること

a 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更及び進学に伴う転入でない

こと

b 地域おこし協力隊として四万十町に着任する者でないこと

(ウ) 次の地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること

a 農林水産業に就業する者

b 四万十町が認めた企業及び団体、事業所等に就業する者

(5) 起業に関する要件

1年以内に高知県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

様式第1号(第4条関係)

四万十町長 様

四万十町地方創生移住支援金交付申請書

四万十町地方創生移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		住所		生年月日									
氏名		〒		年 月 日									
電話番号		メールアドレス											
振込口座	金融機関名：									支店等名：			
	普通・当座	口座番号											

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について			A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「高知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について			A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、四万十町に居住する意思について			A. 意思がある		B. 意思がない
就業・起業	申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
テレワーク	(テレワークの場合のみ記載) 四万十町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
関係人口	a 町の移住体験ツアー助成金を活用またはツアーに参加した b お試し滞在住宅を利用した c 過去に四万十町に居住していた		A. ()に該当する		B. いずれも該当しない
	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更及び進学に伴う転入でないこと		A. 該当する		B. 該当しない
	a 農林水産業に就業する b 町が認めた企業及び団体、事業所等に就業する		A. ()に該当する		B. いずれも該当しない

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署			
住所	〒		
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年	回程度 / 行くことはない / その他()	

管理コード (高知県及び四万十町使用欄)

添付書類として提出するもの

1. 全ての申請者

(1) 共通

- ア. 本人確認ができる書類 (写真付き身分証明書等の写し)
- イ. 世帯全員の移住前の居住地及び居住期間が確認できる書類 (移住前の居住地の住民票除票の写し等)
- ウ. 世帯全員の住民票の写し
- エ. 移住前の居住地の市区町村税を滞納していないことを証する書類
- オ. 四万十町の町税を滞納していないことを証する書類
- カ. 高知県税を滞納していないことを証する書類

(2) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者のみ提出が必要な書類

移住前の居住地での勤務地及び勤務期間並びに雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類 (就業証明書等)

(3) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ア. 移住前の居住地での勤務地を確認できる書類 (開業届出済証明書等)
- イ. 移住前の居住地での勤務期間を確認できる書類 (個人事業等の納税証明書等)

2. 就業の場合（様式2－1）

就業証明書

3. テレワークの場合（様式2－2－1、様式2－2－2）

就業証明書又は就業時間の証明書

4. 関係人口の場合（様式2－3－1、様式2－3－2）

ア. 農林水産業へ就業したことが分かる証明書

イ. 町が認めた企業及び団体、事業所等へ就業したことが分かる証明書

※イ. については、就業する企業等が所定の様式（様式2－3－3）で町に認可を受けていること

5. 起業の場合

高知県創業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し

(様式 1 別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 高知県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、高知県及び四万十町から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、高知県移住支援事業に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に四万十町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 高知県移住支援事業に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に四万十町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(起業の場合のみ)

 - (6) 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：全額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される四万十町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

(様式 1 別紙 2)

四万十町地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い

高知県及び四万十町は、高知県地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、高知県及び四万十町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、高知県及び四万十町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

四万十町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

高知県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高知県及び四万十町の求めに応じて、同高知県及び四万十町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号(第 4 条関係)

年 月 日

四万十町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金(テレワーク)の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生 テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

高知県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高知県及び四万十町の求めに応じて、同高知県及び四万十町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号(第 4 条関係)

※個人事業主・フリーランスの方向け

年 月 日

四万十町長 様

申請者

居住地

就業時間の証明書(移住支援金(テレワーク)の申請(報告)用)

下記のとおり事実であることを証明します。

記			
就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

四万十町長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

関係人口に関する証明書(農林水産業への就業)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

業種	農業 林業 水産業 専業 ・ 兼業
就業者名	
就業者住所 (移住前)	
就業者住所 (移住後)	
就業先の所在地	
勤務先電話番号	
就業時期	令和 年 月 日

【支給対象外】 就業前の研修制度を活用している場合

【支給対象】 ①転入して1年以内に研修を終了し、就業した場合

②就業後に研修制度を活用している場合

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

四万十町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

関係人口に関する証明書（就業証明書）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	

勤務者の勤務状況などの情報を、高知県及び四万十町の求めに応じて、同高知県及び四万十町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

四万十町長 様

申請者

住所

電話番号

企業及び団体、事業所等の認可申請（関係人口）

四万十町地方創生移住支援金の関係人口に係る、企業及び団体、事業所等として承認を受けるため下記の内容で申請します。

事業所等の所在地	
事業所名	
代表者	
電話番号	
業種	
以下は町が記入します	
税の滞納	なし ・ あり
認可について	許可 ・ 不許可

様式第3号（第5条関係）

四万十町指令第 号

様

四万十町地方創生移住支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました四万十町地方創生移住支援金について、四万十町地方創生移住支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

四万十町長

（ 公 印 省 略 ）

記

移住支援金交付決定金額 金 1,000,000 円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 四万十町は、高知県移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に四万十町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・高知県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に四万十町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 四万十町は、高知県移住支援事業実施要領の規定に基づき、高知県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推

定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--